

会 議 錄

1 会議の名称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 6 年 6 月 12 日 (水) 午後 1 時 30 分 開会 午後 1 時 46 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者	前田 秀資 今野 康敏 萩野 貴文 越水 崇史 罗田 嚴 米谷 政久 (6人) 森尾 武史
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	4 人
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議題 陳情第3号 食料・農業・農村基本法の改正、及び農業に関する法律の改正、新設に関する陳情
結果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【前田秀資議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付しております次第により進行いたします。

それでは、「陳情第3号、食料・農業・農村基本法の改正、及び農業に関する法律の改正、新設に関する陳情」の採択を求める陳情を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【彦田嚴議員】 それでは、「陳情第3号、食料・農業・農村基本法の改正、及び農業に関する法律の改正、新設に関する陳情」に対して、志政会として意見を述べさせていただきます。

陳情者のおっしゃることは理解できる内容でもあります。しかし、農林水産省では、食料自給率・自給力の向上に向けて、食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロスの削減をはじめとする環境問題への対応等の施策を個々の国民が日々の生活で取り組みやすいよう配慮しながら推進されております。また、農業体験、農泊等の取組を通じ、国民が農業・農村を知り、触れる機会の拡大や食をめぐる市場において、食の外部化・簡便化の進展に合わせ、中食・外食における国産農産物の需要拡大を図っております。

国内外の需要の変化に対応した生産・供給では、優良品種の開発による高付加価値化や生産コストの削減を進めるほか、さらなる輸出拡大を図るため、諸外国の規制やニーズにも対応できるグローバル産地づくりを進めており、地域の生産者が新たなニーズを把握し、消費者が農業・農村に対する理解を深めるため、国や地方公共団体、農業団体の後押しを通じて、生産者と消費者や事業者との交流、連携、協働等の機会を創出されております。

国内農業の生産基盤の強化では、持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化の加速化、経営発展の後押しや円滑な経営継承を進めております。農業生産基盤の整備やスマート農業の社会実装の加速化による生産性の向上、各品目ごとの課題の克服、生産・流通体制の改革等を進められております。今回の陳情では、様々な気づきと勉強する機会をつくっていただいたことに感謝いたします。

今回の陳情を時系列でお話ししますと、この法案につきましては現在、第213回国会で議論されており、時間をかけて慎重に審議され、衆議院を通過してお

ります。現在、6法案中2つは成立しており、残りの4法案は参議院で審査中です。国会の閉会の翌日の6月24日に伊勢原市議会も閉会いたします。産業建設常任委員会で付託審査後、議会が閉会する最終日に審査されますので、国への提出は難しいかと考えております。

上記理由により、陳情第3号につきましては不採択といたします。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 それでは、私はいせはら未来会議を代表し、「陳情第3号、食料・農業・農村基本法の改正、及び農業に関する法律の改正、新設に関する陳情」に関して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は複数の法律、多岐にわたる複雑な内容となっておりますが、総じて食料安全保障の根幹となる食料自給率を上げること、また、食料生産の現場を支える農家が廃業せずに農業を継続できること、つまりは農家・農地を守り、日本の食料を守りたいという切実かつ真摯な思いがあふれたものであると感じております。昨今、日本の国際競争力の低下による円安、コスト高、価格転嫁ができないデフレ体質が完全にしみ込んだ経済状況に加え、世界に類を見ない人口の年齢バランスの悪化などによる農業就労者の急激な減少が現実に見え始めております。また、コントロールが不可能な異常気象や、長期にわたる戦争の影響もあり、日本の農業、食料自給率は危険水域に近づいているのではないかと感じます。食料や資材の海外依存が強い現状において、平時から日本の農家や農地を守らなければ真の食料安全保障はなし得ないわけで、陳情者が訴えるように、現場の農業従事者の危機感、御意見に寄り添った慎重な論議が必要かと考えます。

一方、国の食料農業農村基本法などの改定・新設内容趣旨をかみ砕いて言えば、生産性の向上、付加価値の向上により、農業の持続的な発展を促すこと、合理的な価格を形成できるようにすること、輸出など新たな販路をつくり収益性を確保することなど、農家が農業をなりわいとして生活できるような前向きなメッセージも含まれているとも感じます。過酷な就労環境でありながら低い収入しか得られないものであるならば、職業として選択されないのは道理であり、スマート農業など新たな要素を加えて生産性の向上を図り、人口減少や就労人口の減少による農業の弱体化を防いでいくという方向性は決して悪いことばかりではないとも考えます。時代に合わせて新たな要素を取り入れ、行政や企業から新たな原資を取り込み、農業を筋肉質にする必要もあるのではないでしょうか。

これから農業は、自分たちが食べる国内農産物の価値を世に認めてもらい、正当な対価を受け取るという当たり前の経済生産活動を目指すべきです。その活動の結果として、国内に安定し継続できる農家・農地が残ることこそが食料安全保障につながるのではと考えます。現代の実情に合わせた方向性と、陳情者のような熱量を持った就農者さんの意見を組み合わせ、国と力を合わせて前向きな方向性を持って改善、前進していくことを期待して、私の賛成意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 私からも、陳情第3号について、進風会を代表して意見を述べさせていただきます。

日本の農業を取り巻く状況は、従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、農業経営の効率化への取組、気候変動とそれに伴う自然災害、環境問題、食料自給率の低下、貿易自由化の進行、国際競争の激化などなど、挙げれば切りがないほどの問題を抱えています。農業は、国や地方はもちろん、我々一人一人にも関係し、人間にとって最も重要な身近な問題です。農業の問題だけでなく、子育ての問題にもつながってくると感じています。腰を据えた議論と検討が強く求められる分野であると言えます。

高度経済成長以降、どうしても農業分野が後回しにされてきた感じがあります。1961年に農業基本法が制定され、生活条件、所得の不均衡などが取り上げられています。そして、1999年に現行の基本法に改正され、食料の安定供給、多面的機能の発揮、持続可能な発展、農村の振興などが基本理念の柱となっています。これらの課題は、まさに現在にも通用する課題、取り組まなければならぬ施策であると考えます。

今回の改正は、地球温暖化、経済状況など、国際環境の変化が見直しの契機とされています。我が国は、今や大きな食料輸入国になっています。カロリーベースでは、国の数値によれば、2022年で38%です。決して高い状態であるとは言えません。世界の各地の問題が私たちの食卓に影響を及ぼしているのは事実です。そして、伊勢原市でも、どのように農業を業として維持、発展させるかを考えていかなければなりません。

本陳情は、本市の強みである多彩な農業を守るため、農地が持つ多面的な機能を保持するため、伊勢原の魅力である農業を守り育していくためなど、大変大きく重要な視点を投げかけていると思います。未来を見据えて、どのような展望を描いていくべきなのか、長期的視点の下で具体的な取組が求められています。改正の食料・農業・農村基本法は、先般国会で成立しました。これにより、本陳情の一部については、伊勢原市議会において判断すべき対象から除外されたものと考えますが、その他関係する法案については、今後も審議が継続しているものと思われます。私たちが生きていくための基本となる農業について、将来に向かって確かなものとするため、国民に分かりやすい、明日への展望が開ける議論を期待し、本陳情に賛成します。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 「陳情第3号、食料・農業・農村基本法の改正、及び農業に関する法律の改正、新設に関する陳情」について意見を述べさせていただきます。

「農政の憲法」と言われる農政の基本理念や政策の方向性を支援する改正食料・農業・農村基本法については、先ほど来からもございますとおり、本年5月29日に成立いたしました。農業基本法の改正は、国際紛争や自然災害などのリスクが高まる中、食料の安定確保と供給力の維持に向けた重要な法改正でありま

す。今回の法改正は、基本理念に食料安全保障を新たに加え、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態を確保する方針を明記したことが最も重要な柱となっております。

日本の食料自給率は、2022年度のカロリーベースで、先ほどもございましたが、38%にとどまり、先進7か国（G7）の中で最も低く、多くの食料を輸入に頼っている状況であります。しかしながら、ロシアのウクライナ侵略や気候変動による不作、円安が小麦や大豆など輸入農産物の高騰を招き、国民生活に大きな影響を与えていたりする状況からしても、こうしたリスクに平時から備える必要がございます。

このため、改正法には、農産物の生産力強化や備蓄施設の拡充、また、輸入相手国の多様化などが盛り込まれ、特に生産力の強化では、食料生産の担い手確保に力を入れるものとなっております。農林水産省の調査によりますと、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は2022年に123万人で、そのうち60歳未満は約2割の25万人程度にとどまっており、若手の育成と確保が急がれる状況でございます。この現状を鑑み、改正法では、ITなど先端技術を活用したスマート農業の生産性を高め、環境への負荷を低減した有機農法などで付加価値を高め、収益性の高い農業を目指そうとしております。

本陳情の趣旨には、先ほど来ございますが、私自身も同感するものの、陳情項目には、食料・農業・農村基本法や農業関連法案に関して、時間をかけて慎重に審議することを求める意見書を国に提出することとあります。冒頭に言及しましたとおり、農政の基本法と言われる改正食料・農業・農村基本法については、本年5月29日に成立、6月5日に公布され、関連法案については、本年2月27日及び3月8日にそれぞれ国会に提出され、審議されており、本通常国会会期末は6月23日と迫っております。以上の状況から、意見書の提出については時期を逃していると判断せざるを得ないとも考えられます。

以上のことから、陳情第3号についての不採択の意見といたします。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに発言はありませんか。よろしいですか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○委員長【前田秀資議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【前田秀資議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、
本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 4 6 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 6 年 6 月 12 日

産業建設常任委員会
委員長 前田秀資